○総務省告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
石﨑　徹	衆議院議員	とおる会	東京都千代田区永田町二―二―一	石﨑　徹	二五、一二、一三
鈴木　貴子	衆議院議員	鈴木たかこを育てる会	東京都千代田区永田町二―二―一	鈴木　貴子	二五、一二、九
田野瀬太道	衆議院議員	未創研	奈良県橿原市大軽町五九―一	田野瀬太道	二五、一二、二七
福山　守	衆議院議員	総合政策懇話会	東京都千代田区永田町二―二―一	福山　守	二五、一二、九
宮澤　博行	衆議院議員	宮柱会	静岡県磐田市見付五三八―一三	宮澤　博行	二五、九、二七
宮下　一郎	衆議院議員	創風会	東京都千代田区永田町二―二―一	宮下　一郎	二五、一一、二八

○総務省告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
石田　昌宏	参議院議員	石田まさひろ政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都千代田区永田町二―一七―五
岩永　浩美	佐賀県知事	楠朋会	公職の種類	佐賀県知事	参議院議員
梅沢　重雄	参議院議員	梅沢しげお全国後援会	主たる事務所の所在地	山梨県甲斐市宇津谷四四五	山梨県甲府市国母七―一二―四〇
金子　恵美	参議院議員	徳恵会	主たる事務所の所在地	福島県福島市三河北町二―八	東京都千代田区永田町二―一―一
北村　経夫	参議院議員	北村つねお後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都千代田区平河町一―二―二
佐々木　紀	衆議院議員	紀元政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	石川県小松市龍助町四七―四
鈴木　晴信	参議院議員	晴政会	主たる事務所の所在地	山梨県甲府市丸の内三―三二―一四	東京都千代田区永田町二―一―一
田中　朝子	東京都議会議員	田中朝子と朝の会	公職の種類	東京都議会議員	衆議院議員
三宅　伸吾	参議院議員	成長戦略研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都世田谷区砧八―二六―一〇
森安　雪子	参議院議員	アジア政経フォーラム	主たる事務所の所在地	東京都目黒区目黒一―五―一八	東京都港区赤坂三―七―一六
柳本　卓治	参議院議員	柳栄会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員
山内　徳信	参議院議員	山内トクシン後援会	主たる事務所の所在地	沖縄県中頭郡読谷村字長浜一八一八―一	沖縄県宜野湾市長田四―一六―一一
				沖縄県中頭郡読谷村字高志保一八二―一	沖縄県中頭郡読谷村字長浜一八一八―四

○総務省告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
鈴木　貴子	衆議院議員	大地の会	東京都千代田区永田町二―二―一	鈴木　貴子	二五、一二、九

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
猪木　寛至	参議院議員	闘魂会	東京都港区白金台五―一八―九	猪木　寛至	二五、一二、二七
草川　昭三	参議院議員	さくら政策フォーラム	東京都千代田区永田町二―一―一	草川　昭三	二五、一〇、一五
佐竹　雅昭	参議院議員	文武政経会	東京都千代田区麹町三―五―八	佐竹　雅昭	二五、一二、二六
鈴木　弘子	参議院議員	なかよしの党	東京都大田区南馬込四―六―一三	鈴木　弘子	二五、一二、一二
泰道　三八	衆議院議員	泰政会	東京都渋谷区恵比寿三―三七―一五	泰道　三八	二五、一二、二〇
竹田　照雄	福岡県議会議員	政治結社皇生塾	福岡県朝倉市甘木二二一五―二	竹田　照雄	二五、一二、一八
轟木　利治	参議院議員	ものづくりの未来を語る会	東京都中央区新川一―二三―四	轟木　利治	二五、一一、一二
沼田　憲男	衆議院議員	静遠明志会	東京都千代田区神田小川町三―二八―七	沼田　憲男	二五、一二、一八
藤井　昇	参議院議員	げんき未来学研究会	東京都江戸川区西小岩一―三〇―五	藤井　昇	二五、一二、一九
山内　徳信	参議院議員	山内トクシン後援会	沖縄県中頭郡読谷村字高志保一八二―一	山内　徳信	二六、一、七
米坂　知昭	参議院議員	米坂知昭後援会	千葉県松戸市西馬橋幸町九二	米坂　知昭	二五、一二、五

○厚生労働省告示第四十五号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久